

茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報ちがさきへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報ちがさきに掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) エステ脱毛に関するもの
- (8) 労働者の募集に係るもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (10) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (11) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (12) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (13) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (14) 世論が大きく分かれているもの
- (15) 個人の宣伝に係るもの
- (16) 市政運営に支障があると認められるもの
- (17) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が広報ちがさきを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、広報ちがさきの第2面及び第3面、第4面及び第5面の市長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、第2面、第3面、第4面及び第5面にそれぞれ4枠とする。

3 広告は、複数の枠を合わせて掲載することができる。

(1枠の規格)

第4条 広告1枠の規格は、縦5.4センチメートルで横12センチメートルの4色刷りとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1回の掲載につき、1枠当たり54,546円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とする。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。この場合において、複数の枠を合わせて使用するとき、使用する枠数に応じた額とする。

2 複数回の掲載が一括して申し込まれたときは、別表に定める率を前項の額に乗じた額とする。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第6条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市区町村民税を滞納している者(個人にあっては、独立して自ら事業を営む者に限る。)

(2) 前号に掲げる者のほか、広報ちがさきに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載を受けようとする者は、掲載を受けようとする広報ちがさきの発行日(複数回の掲載を受けようとする場合にあつては、最初の発行日)の3月前から60日前までに、広報ちがさき広告掲載申込書(第1号様式)に、法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあつては、前年度)の市区町村民税の納税証明書の写し又は領収証書の写しを添えて市長に申し込まなければならない。

2 複数回の広告の掲載を受けようとする者は、一括して申し込む広告のうち最初に掲載

する広報ちがさきの発行日から起算して6月を超える掲載を一括して申し込むことはできない。

3 市長は、前3項の規定による申込みがあった場合において、広告の掲載をするときはその旨を、広告の掲載をしないときはその旨及びその理由を、広報ちがさき広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 広告主(広告掲載に係る契約を締結した広告主に限る。以下同じ。)は、掲載を開始する広報ちがさきの発行日(複数回の掲載の場合にあっては、最初の発行日)の30日前までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(版下の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告の版下を作成し、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第11条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、掲載を取りやめようとする広報ちがさきの発行日(複数回の掲載の場合にあっては、当該取りやめに係る最初の発行日)の25日前までに、広報ちがさき広告掲載取りやめ申出書(第3号様式)により市長に申し出なければならない。

(契約の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第6条第2号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が第8条の規定に違反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。
- (4) 広告主が第9条の規定に違反して市長が指定する期日までに版下を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の契約を解除したときは、広報ちがさき広告掲載契約解除通知書(第4号様式)により広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第13条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

(1) 第11条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき（第7条第1項に規定する申込期間が満了する前に申出があったときに限る。）。広告の掲載の取りやめの申出があった広報ちがさきに係る掲載料に相当する額

(2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告の契約を解除したとき（その事由が広告主の責めによらないときに限る。）。広告の契約を解除した広報ちがさきに係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、広報ちがさき広告掲載料還付申請書(第5号様式)により市長に請求しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱の規定により市長が決定したこの要綱の施行日以後にわたる複数回の広告の掲載は、それらの決定した日において、改正後の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）によって決定した複数回の掲載とみなす。

3 前項の場合において、広告主は、改正後の要綱施行前に広告掲載の決定を受け既に納付した掲載料と改正後の要綱に規定される掲載料との差額を超えない範囲で、掲載料を納付することなく広告の掲載を受けることができる。ただし、平成19年3月15日までに発行する広報ちがさきへの広告掲載に限る。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱の規定により市長が決定したこの要綱の施行日以後にわたる複数回の広告の掲載は、それらの決定した日において、改正後の茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）によって決定した複数回の掲載とみなす。
- 3 前項の場合において、広告主は、改正後の要綱施行前に広告掲載の決定を受け既に納付した掲載料と改正後の要綱に規定される掲載料との差額を超えない範囲で、掲載料を納付することなく広告の掲載を受けることができる。ただし、平成23年3月15日までに発行する広報ちがさきへの広告掲載に限る。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

別表（第5条関係）

一括した申込みにより広告を掲載する広報紙の発行回数	率
2回	0.9
3回、4回	0.85
5回、6回	0.8

(表)

広報ちがさき広告掲載申込書

年 月 日					
(宛先) 茅ヶ崎市長					
住所(法人にあつては、所在地)					
申込者 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)					
電話番号					
電子メールアドレス					
<p>広報ちがさきへの広告の掲載について、茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱及び茅ヶ崎市における広告に関する基本方針を遵守し次のとおり申し込みます。</p>					
1 掲載を希望する広報ちがさきの発行号及び広告の規格	(1)	年	月	日号	枠分
	(2)	年	月	日号	枠分
	(3)	年	月	日号	枠分
	(4)	年	月	日号	枠分
	(5)	年	月	日号	枠分
	(6)	年	月	日号	枠分
2 掲載料	円				
3 掲載を希望する広告の内容	別紙のとおり				
4 同意事項	<input type="checkbox"/> (1) 広報ちがさきに掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであつて、裏面の「1 広告の内容」に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> (2) 広告掲載料は、茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第5条に定める額を、掲載を開始する広報ちがさきの発行日の30日前までに一括して納付すること。 <input type="checkbox"/> (3) 広告掲載原稿は、ベクターデータ形式の版下を市が指定した期日までに納品すること。 <input type="checkbox"/> (4) 裏面の「2 解除権の行使事由」のいずれかに該当するときは、市は、広告の契約を解除することができる。				

備考 1 市区町村民税の納税証明書の写し又は領収証書の写し(法人にあつては納期限の到来している直近のもの、独立して自ら事業を営む個人にあつては当該年度(4月1日から7月31日までに申込みの場合にあつては、前年度)のもの)を添付してください。

2 「4 同意事項」の欄は、全ての事項を確認の上、同意する場合は、□にレ印を記入してください。

(裏)

1 広告の内容(茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第2条に関すること)

次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) エステ脱毛に関するもの
- (8) 労働者の募集に係るもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (10) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (11) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (12) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (13) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (14) 世論が大きく分かれているもの
- (15) 個人の宣伝に係るもの
- (16) 市政運営に支障があると認められるもの
- (17) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が広報ちがさきを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

2 解除権の行使事由(茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第12条に関すること)

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が上記「1 広告の内容」の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が、広報ちがさきに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者であるとき。
- (3) 広告主が、掲載を開始する広報ちがさきの発行日(複数回の掲載の場合にあつては、最初の発行日)の30日前までに掲載料を一括して納付しないとき。
- (4) 広告主が市長の指定する期日までに広告の版下を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

(表)

広報ちがさき広告掲載決定通知書

茅 第 号 年 月 日																															
様 茅ヶ崎市長																															
年 月 日付で申込みのあった広報ちがさきへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。																															
1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載しません。																														
2 掲載する広報ちがさきの発行号及び広告の規格	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日号</td> <td style="text-align: center;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日号</td> <td style="text-align: center;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日号</td> <td style="text-align: center;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日号</td> <td style="text-align: center;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日号</td> <td style="text-align: center;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日号</td> <td style="text-align: center;">枠分</td> </tr> </table>	(1)	年	月	日号	枠分	(2)	年	月	日号	枠分	(3)	年	月	日号	枠分	(4)	年	月	日号	枠分	(5)	年	月	日号	枠分	(6)	年	月	日号	枠分
(1)	年	月	日号	枠分																											
(2)	年	月	日号	枠分																											
(3)	年	月	日号	枠分																											
(4)	年	月	日号	枠分																											
(5)	年	月	日号	枠分																											
(6)	年	月	日号	枠分																											
3 掲載料	円																														
4 掲載条件	<p>(1) 茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という)及び茅ヶ崎市における広告に関する基本方針を遵守すること。</p> <p>(2) 広報ちがさきに掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、裏面の「1 広告の内容」に適合するものとする。</p> <p>(3) 掲載料は、要綱第5条に定める額を、掲載を開始する広報ちがさきの発行日の30日前までに一括して納付すること。</p> <p>(4) 広告掲載原稿は、ベクターデータ形式の版下を市が指定した期日までに納品すること。</p> <p>(5) 市は、裏面の「2 解除権の行使事由」のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。</p>																														
5 掲載しない理由																															

備考 「4 掲載条件」の欄に掲げる掲載条件を必ず御確認ください

(裏)

1 広告の内容(茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第2条に関すること)

次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に係るもの
- (3) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条に規定する先物取引に係るもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条に規定する製造たばこに係るもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの
- (7) エステ脱毛に関するもの
- (8) 労働者の募集に係るもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (10) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの
- (11) 宗教活動に係るものと認められるもの
- (12) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (13) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの
- (14) 世論が大きく分かれているもの
- (15) 個人の宣伝に係るもの
- (16) 市政運営に支障があると認められるもの
- (17) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が広報ちがさきを媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

2 解除権の行使事由(茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載取扱要綱第12条に関すること)

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が上記「1 広告の内容」の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が、広報ちがさきに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者であるとき。
- (3) 広告主が、掲載を開始する広報ちがさきの発行日(複数回の掲載の場合にあつては、最初の発行日)の30日前までに掲載料を一括して納付しないとき。
- (4) 広告主が市長の指定する期日までに広告の版下を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の契約を解除する必要があるとき。

第3号様式(第11条関係)

広報ちがさき広告掲載取りやめ申出書

年 月 日																															
(宛先) 茅ヶ崎市長																															
住所(法人にあつては、所在地)																															
申込書 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)																															
電話番号																															
電子メールアドレス																															
広報ちがさきへの広告の掲載を取りやめるため、次のとおり申し出ます。																															
1 広告の掲載の決定年月日																															
2 掲載を取りやめる広報ちがさきの発行号及び広告の規格	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(1)</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日号</td> <td style="width: 55%; text-align: right;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日号</td> <td style="text-align: right;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日号</td> <td style="text-align: right;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日号</td> <td style="text-align: right;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日号</td> <td style="text-align: right;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日号</td> <td style="text-align: right;">枠分</td> </tr> </table>	(1)	年	月	日号	枠分	(2)	年	月	日号	枠分	(3)	年	月	日号	枠分	(4)	年	月	日号	枠分	(5)	年	月	日号	枠分	(6)	年	月	日号	枠分
(1)	年	月	日号	枠分																											
(2)	年	月	日号	枠分																											
(3)	年	月	日号	枠分																											
(4)	年	月	日号	枠分																											
(5)	年	月	日号	枠分																											
(6)	年	月	日号	枠分																											
3 取りやめの理由																															

備考 広報ちがさき広告掲載決定通知書の写しを添付してください

第4号様式(第12条関係)

広報ちがさき広告掲載契約解除通知書

	茅 第 号 年 月 日																																				
様																																					
	茅ヶ崎市長																																				
年 月 日付け 第 号により締結した広告の契約を解除しましたので通知 します。																																					
1 解除年月日																																					
2 広告の契約を解除する広報ちがさきの発行号及び広告の規格	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(1)</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">号</td> <td style="width: 15%;">枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>号</td> <td>枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>号</td> <td>枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>号</td> <td>枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>号</td> <td>枠分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>号</td> <td>枠分</td> </tr> </table>	(1)	年	月	日	号	枠分	(2)	年	月	日	号	枠分	(3)	年	月	日	号	枠分	(4)	年	月	日	号	枠分	(5)	年	月	日	号	枠分	(6)	年	月	日	号	枠分
(1)	年	月	日	号	枠分																																
(2)	年	月	日	号	枠分																																
(3)	年	月	日	号	枠分																																
(4)	年	月	日	号	枠分																																
(5)	年	月	日	号	枠分																																
(6)	年	月	日	号	枠分																																
3 解除の理由																																					

広報ちがさき広告掲載料還付申請書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

住所(法人にあつては、所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

電話番号

広報ちがさき広告掲載料について、次のとおり還付を申請します。

1 還付を申請する広報ちがさきの発行号及び広告の規格	(1)	年	月	日号	枠分
	(2)	年	月	日号	枠分
	(3)	年	月	日号	枠分
	(4)	年	月	日号	枠分
	(5)	年	月	日号	枠分
	(6)	年	月	日号	枠分
2 還付金額	円				
3 口座振替先	金融機関名				
	銀行			本店	
	農業協同組合			支店	
	金庫			支所	
預金種目 1 普通 2 当座					
口座番号					
口座名義人(カタカナ)					